

福島県県中建設事務所工事等見積心得

制定 平成 20 年 6 月 30 日

最終改正 平成 22 年 7 月 8 日

(目 的)

第 1 条 福島県県中建設事務所長が施行する工事、工事に付帯して行われる設計・調査・測量、道路・河川・建物等の維持・補修・管理その他の請負、委託等の契約に係る見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより見積するものとする。

(見積等)

第 2 条 見積参加者は、見積通知書、福島県工事請負契約約款（工事請負契約以外のものにあつては契約書（案））、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び見積の条件、現場等を熟知のうえ見積しなければならない。

2 見積参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して見積書を提出することを原則とし、郵便をもって見積書を提出することはできない。ただし、郵便をもって見積書の提出を指定されたものは、この限りでない。

3 見積参加者は、前項に定めるほか見積合わせ執行者（以下「見積執行者」という。）が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

4 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、見積執行者の確認を受けなければならない。

5 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積に対する他の見積参加者の代理をすることができない。

6 見積参加者は、次の各号の一に該当する者を見積代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 福島県が行う入札の落札者若しくは見積の決定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後はその前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積の辞退)

第 3 条 指名を受けた者は、見積合わせ執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより見積執行者に申し出るものとする。

(1) 見積合わせ執行前にあっては、見積執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送（見積合わせ執行日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 見積合わせ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を見積執行者に直接提示する。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な見積の確保）

第4条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積参加者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（見積合わせの取りやめ等）

第5条 見積参加者が不穏の行動をなす等の場合において、見積合わせを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させず又は見積合わせの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（見積書の無効等）

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 見積参加資格のない者が見積した見積書

(2) 郵便により提出された見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

(3) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

(4) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書

(5) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書

(6) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが通知書と一致しない見積書（軽微な誤字・脱字等であって、意思表示が明瞭であるものを除く。）

(7) 商号又は名称、押印のいずれかがない見積書

(8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書

(9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(10) 鉛筆書きによる見積書

(11) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書

(12) 見積内訳書を提出しない者が見積した見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）

(13) 見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額の差が千円未満である場合は除く。）見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）

(14) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書

(15) その他、見積通知、見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積した見積書

（決 定）

第7条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方として決定する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

2 決定となるべき同価の見積をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせて決定者を定める。この場合において、当該見積者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該見積合わせ執行事務職員がくじを引くものとする。

3 くじは、あみだ方法で行うものとし、初めにくじを引く順番を決めるくじを行い、その後契約相手方を決定するくじを行うものとする。

4 不動産鑑定評価及び登記事務業務委託にかかる見積合わせのくじの場合は、第2項、第3項による方法ではなく、別途定めるくじの方法によるものとする。

（再度見積）

第8条 見積合わせをした結果、各人の見積のうち予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積合わせを行う。この場合の見積には、第6条に規定する無効の見積をした者は参加することができないものとする。

2 前項の規定は予定価格を事前に公表している場合は適用しない。

（契約保証金等）

第9条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、見積決定者は、県中建設事務所長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 見積決定者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該見積決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、見積決定者は決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（共同企業体に関する事項）

第11条 共同企業体が見積合わせに参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、見積合わせに参加しなければならない。

(質問及び異議の申立て)

第 12 条 見積参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合わせ執行前において質問することができる。

2 見積参加者は、見積書等の提出後、第 2 条第 1 項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別記 1

不動産鑑定評価におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、不動産業者登録名簿の数字が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

(1) 不動産業者登録番号の数字の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

(2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積者を最上位とする。

(4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を2順位とする。

(5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を3順位とする。

(6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例)

(1) 不動産鑑定業者登録番号順にくじ番号を付与する。

県北不動産鑑定事務所（第3号）…………… くじ番号 0

県中不動産鑑定（第30号）…………… くじ番号 1

県南不動産鑑定所（第150号）…………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

県北不動産鑑定事務所（くじの数 123）合計（123 + 072 + 452 = 647）

県中不動産鑑定（くじの数 072）

県南不動産鑑定所（くじの数 452） 余り（647 ÷ 3 = 215…余り2）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県南不動産鑑定所

2順位は、2 + 1 = 3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の県北不動産鑑定事務所

3順位は、0 + 1 = 1と一致するくじ番号である県中不動産鑑定

別記 2

登記事務業務委託におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数字が記入されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 見積合わせ参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積合わせ参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例示)

- (1) 見積合わせ参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

喜多方土地家屋調査士	0241-24-1234	くじ番号	0
相双土地家屋調査士	0244-26-9012	くじ番号	1
県北土地家屋調査士	024-521-5678	くじ番号	2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

喜多方土地家屋調査士	(くじの数 072)	
相双土地家屋調査士	(くじの数 123)	合計 (072 + 123 + 452 = 647)
県北土地家屋調査士	(くじの数 452)	余り (647 ÷ 3 = 215…余り2)

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県北土地家屋調査士

2順位は、2 + 1 = 3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の喜多方土地家屋調査士

3順位は、0 + 1 = 1と一致するくじ番号である相双土地家屋調査士